

議案第6号

幸手市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

幸手市市営住宅管理条例(平成9年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

民法の一部改正による成年年齢の引下げに伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。